

奈良市公報

第 284 号

平成24年 9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施（5件）…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…………… 5
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 6
- 予防接種の実施の一部改正…………… 6
- 平成24年度国民健康保険料決定通知書の公示送達…………… 6
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 8
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 8
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 9
- 障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 9
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 9
- 住居番号の設定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 10
- 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（A事業）の事業計画の変更の認可…………… 10
- 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）の事業計画の変更の認可…………… 11
- 登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更の認可…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 12

- 都市計画地区計画の決定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 差押調書の公示送達…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 13

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 13
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの廃止の届出…………… 13
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定…………… 14

消 防

- 消防長が指定する防火対象物の一部改正…………… 14

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 14

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 14
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 15

議 会

- 議会制度検討特別委員会の委員の就任…………… 15

告 示

奈良市告示第478号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事はか28件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加者に必要な資格）
 - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第479号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 焼却炉棟構造補強工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。
- (4) 工事概要 2号炉、3号炉、4号炉ガス冷却塔廻りの構造体の補強
- (5) 予定価格 123,769千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 107,831千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

- (2) 告示日以前において、一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)の構造体補修工事に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者等)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月1日から平成24年9月11日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年9月12日 午前9時30分

以下省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第480号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 3号炉バグフィルタ用ろ布取替工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清
美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。
- (4) 工事概要 3号炉バグフィルタ用ろ布取替 一式
- (5) 予定価格 47,577千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 41,038千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）のバグフィルタ用ろ布取替工事に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成24年8月1日から平成24年9月11日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成24年9月12日 午前9時45分

以下省略

（平成24年8月1日揭示済）

奈良市告示第481号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 汚泥再生処理施設点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年12月10日までとする。
- (4) 業務概要 破碎機点検補修修繕一式
濃縮機（1号・2号）点検補修修繕一式
膜分離装置点検補修修繕一式
硝化槽攪拌装置点検補修修繕一式
脱水機点検補修修繕一式
二次堆肥化装置点検補修修繕一式
コンプレッサー点検補修修繕一式
一軸ネジポンプ点検補修修繕一式
硝化槽循環液移送配管点検補修修繕一式
試運転調整一式
- (5) 予定価格 48,535千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物し尿処理施設の汚泥再生処理施設の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。
ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な

実務経験者等)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月1日から平成24年9月11日まで(奈良市の休日进行を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年9月12日 午前10時15分

以下省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第482号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 第2工区 脱塩設備第2段電気透析膜取替その他修繕

(2) 業務場所 奈良市米谷町地内

(3) 業務期間 契約の日から平成25年2月28日までとする。

(4) 業務概要 電気透析膜取替その他一式

(5) 予定価格 11,400千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
二名第2幹線-28	奈良市三松一丁目790-1	奈良市三松一丁目772-1
あやめ池南幹線-488	奈良市菅原町370-1	奈良市菅原町383-1

審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であること。

(2) 告示日以前において、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の脱塩設備(脱塩処理能力が80m³/日以上を有し、電気透析装置を有する設備に限る。)の電気透析膜取替の工事又は修繕に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 当該業務に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある清掃施設工事の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月1日から平成24年9月11日まで(奈良市の休日进行を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年9月12日 午前10時00分

以下省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第483号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年7月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年8月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年8月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松一丁目、菅原町、あやめ池南七丁目、半田開町、法蓮町及び川之上突抜南方町の各一部

あやめ池南幹線-489	奈良市あやめ池南七丁目564-19	奈良市あやめ池南七丁目584-1
奈良幹線-137	奈良市般若寺町365-1	奈良市法蓮町1481-1
奈良幹線-138	奈良市法蓮町1481-1	奈良市法蓮町1481-1
奈良幹線-139	奈良市法蓮町1481-1	奈良市法蓮町1481-1
紀寺幹線-38	奈良市川之上突抜南方町15	奈良市川之上突抜南方町15

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年 8月 1日揭示済)

奈良市告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年 8月 1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
濱田 達也		柔道整復	平成24年 2月28日
希望整骨院（濱田 達也）	奈良県奈良市大安寺町515-2		

(平成24年 8月 1日揭示済)

奈良市告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 8月 1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
谷本 幸美		あんま	平成24年 7月2日
祥あんマッサージセンター（谷本 幸美）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
溝口 義則		あんま	平成24年 7月2日
祥あんマッサージセンター（溝口 義則）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成24年 8月 1日揭示済)

奈良市告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年 8月 1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西村 誠八		あんま	平成24年 7月2日
祥あんマッサージセンター（西村 誠八）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
池田 義徳		あんま	平成24年 7月2日
祥あんマッサージセンター（池田 義徳）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成24年 8月 1日揭示済)

奈良市告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年 8月 1日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
木内 康仁		柔道整復	平成24年 7月11日
リフレ鍼灸整骨院（木内 康仁）	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F		
笹井 潤		柔道整復	平成24年 7月11日
リフレ鍼灸整骨院（笹井 潤）	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F		

(平成24年 8月 1日揭示済)

奈良市告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第

78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105561	〒631-0806 奈良市朱雀六丁目16-5	デイサービス自立未来	〒631-0806 奈良市朱雀六丁目16-5	株式会社 自立未来	平成24年 8月1日
2970105579	〒630-8141 奈良市南京終町一丁目21番地の6	愛音デイサービスセンター	〒630-8141 奈良市南京終町一丁目21番地の6	株式会社 ヒーリング愛	平成24年 8月1日

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年12月9日 奈良市指令都整開 第11A-28号
平成24年6月19日 奈良市指令都整開 第11A-28-1号
平成24年7月17日 奈良市指令都整開 第11A-28-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年7月19日 第1308号
公共施設 平成24年7月19日 第589号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市菅原町382番1、382番4、382番5、382番6、383番1、383番4、383番5、383番6、383番7、383番8、383番9、383番10、383番11、383番12、383番13、383番14、384番3及び385番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市八条一丁目814番地の5
株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市菅原町382番1、383番1及び383番14
 - (2) 下水道
奈良市菅原町382番1、383番1及び383番14
 - (3) 排水施設用地
奈良市菅原町383番12の一部及び383番13

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年12月20日 奈良市指令都整開 第11A-32号
平成24年7月4日 奈良市指令都整開 第11A-32-1号
平成24年7月18日 奈良市指令都整開 第11A-32-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年7月19日 第1307号
公共施設 平成24年7月19日 第588号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市高畑町140番1、140番3、140番6、140番7、140番8、140番9、140番10、140番11、140番12、140番13、140番14、140番15、140番16、140番17、140番18、140番19、140番20及び140番21
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市八条一丁目814番地の5
株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市高畑町140番1、140番7及び140番21
 - (2) 下水道
奈良市高畑町140番1

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第491号

平成24年奈良市告示第193号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第492号

平成24年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良

市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 この通知書の送達年月日	平成24年6月15日
2 この公示送達により変更する納期	変更前 第1期分 平成24年7月2日 第2期分 平成24年7月31日 第3期分 平成24年8月31日 第4期分 平成24年10月1日 第5期分 平成24年10月31日 第6期分 平成24年11月30日 第7期分 平成24年12月28日 第8期分 平成25年1月31日 第9期分 平成25年2月28日 第10期分 平成25年4月1日
	変更後 第1期分 平成24年8月31日

変更後	第2期分 平成24年8月31日
	第3期分 平成24年8月31日
	第4期分 平成24年10月1日
	第5期分 平成24年10月31日
	第6期分 平成24年11月30日
	第7期分 平成24年12月28日
	第8期分 平成25年1月31日
	第9期分 平成25年2月28日
	第10期分 平成25年4月1日
	3 送達を受けるべき者

別紙省略

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市告示第493号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第115条の10第2号及び第115条の20第2号の規定により公示します。

平成24年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100596	〒630-8202 奈良市川上町875-1	万葉苑まほろばデイサービスセンター	〒630-8202 奈良市川上町875-1	社会福祉法人 万葉福祉会	平成24年5月1日
2970103996	〒630-8114 奈良市芝辻町四丁目2-9	デイサービスゆう	〒630-8227 奈良市林小路町1番地1	株式会社 関西ビルドテック	平成24年6月26日
2970103632	〒631-0052 奈良市中町3857	ヘルパーステーションとみのくに	〒631-0052 奈良市中町3844	特定非営利活動法人 夢のかけはし	平成24年6月15日
2970103673	〒631-0011 奈良市押熊町1051番地の1	ロイヤルホームセンター ロイヤルピククス押熊店	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-5	ロイヤルホームセンター株式会社	平成24年5月1日
2970105215	〒630-8115 奈良市大宮町六丁目4-13番地 コーポ・オオミヤ205号	介護のみき新大宮店	〒635-0013 大和高田市昭和町2-33	介護のみき株式会社	平成24年6月30日

2970104259	〒630-8442 奈良市北永井町384番地の1	デイサービスセンター ほのか	〒630-8442 奈良市北永井町384番地の1	有限会社 きそう第一	平成24年 7月31日
2990100030	〒631-0841 奈良市青野町11-2	株式会社 ライフエール奈良店	〒632-0001 天理市中之庄町48	株式会社ライフエール	平成24年 8月2日

(平成24年8月2日揭示済)

奈良市告示第494号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月2日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年8月2日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成24年8月2日揭示済)

奈良市告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年8月2日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問看護ステーション ポシブル西大寺	奈良県奈良市佐紀町47-1岡本ビル3階	ポシブル株式会社	平成24年 6月25日
新	訪問看護ステーション ポシブル飛鳥	奈良県奈良市雑司町368-2	ポシブル医科学株式会社	

(平成24年8月2日揭示済)

奈良市告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月2日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーション ポシブル西大寺	奈良県奈良市佐紀町47-1岡本ビル3階	平成24年 6月25日
新	訪問看護ステーション ポシブル飛鳥	奈良県奈良市雑司町368-2	

(平成24年8月2日揭示済)

奈良市告示第497号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年8月3日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	指定年月日
-------	---------	----------	---------------	-------

飯田 淳一	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	脳神経外科 (肢体不自由)	平成24年1月1日
西久保 敏也	東大寺福祉療育病院	奈良市雑司町406番地の1	小児科 (肢体不自由) (呼吸器機能障害)	平成24年5月1日
中村 英剛	中村脳神経外科クリニック	奈良市学園大和町二丁目12 5番地の5	脳神経外科 神経内科 (肢体不自由)	平成24年5月22日

(平成24年8月3日揭示済)

奈良市告示第498号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました
2 指定事業者

ので、同法第51条第1項の規定に基づき告示します。
平成24年8月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成24年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101076	株式会社ゆい	631-0012	奈良県奈良市中山町138-6	ケア・サポートゆい	631-0012	奈良県奈良市中山町138-6	行動援護
2910101076	株式会社ゆい	631-0012	奈良県奈良市中山町138-6	ケア・サポートゆい	631-0012	奈良県奈良市中山町138-6	同行援護
2920100183	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 株式会社奈良事務機別館106	ケアホームひなた	630-8453	奈良県奈良市西九条町三丁目9番4号	共同生活介護

(平成24年8月3日揭示済)

奈良市告示第499号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定し
2 指定事業者

ましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成24年8月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成24年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100017	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902-217	ばくのゆめ	630-8001	奈良県奈良市法華寺町82-2	計画相談支援

(平成24年8月3日揭示済)

奈良市告示第500号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定し
2 指定事業者

たので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。
平成24年8月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成24年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100331	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902-217	ばくのゆめ	630-8001	奈良県奈良市法華寺町82-2	障害児相談支援

(平成24年8月3日揭示済)

奈良市告示第501号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年8月6日揭示済)

奈良市告示第502号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年8月5日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年8月6日揭示済)

奈良市告示第503号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容（1回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所	奈良市針町482番地の15	奈良市都祁白石町1304番地の7
代表者の氏名及び住所	千葉 秀司 奈良市針町482番地の15	小山 味岐 奈良市都祁白石町1304番地の7

変更があった年月日 平成23年4月1日

2 変更があった事項及びその内容（2回目）

変更事項	変更前	変更後
事務所	奈良市都祁白石町1304番地の7	奈良市都祁白石町1304番地の14
代表者の氏名及び住所	小山 味岐 奈良市都祁白石町1304番地の7	北谷 知宏 奈良市都祁白石町1304番地の14

変更があった年月日 平成24年4月1日

(平成24年8月6日揭示済)

奈良市告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ホームケアー佐保	奈良県奈良市法蓮町545-4	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成24年3月27日 平成24年3月27日
ホームケアー株式会社	奈良県奈良市法蓮町423		

(平成24年8月7日揭示済)

奈良市告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年8月7日

奈良市長 仲川 元庸

旧	ホームケアー法蓮	奈良県奈良市法蓮町528-1	ホームケアー株式会社	平成24年3月28日
新	ホームケアー東大寺	奈良県奈良市川久保町6-1	ホームケアー株式会社	

(平成24年8月7日揭示済)

奈良市告示第506号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画

指定介護機関		開設者	変更年月日
名称	所在地		

整理事業（A事業）の事業計画の変更（第1回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月 7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（A事業）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成23年10月4日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市押熊町、二名町の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成23年 9月27日
- 7 事業計画の変更（第1回）認可年月日
平成24年 8月 7日
- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。
(平成24年 8月 7日揭示済)

奈良市告示第507号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）の事業計画の変更（第1回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月 7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成23年10月4日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市二名町の一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成23年 9月27日

- 7 事業計画の変更（第1回）認可年月日

平成24年 8月 7日

- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。
(平成24年 8月 7日揭示済)

奈良市告示第508号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の事業計画の変更（第2回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 8月 7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成22年2月12日から平成26年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市押熊町、二名町の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成22年 2月12日
- 7 事業計画の変更（第2回）認可年月日
平成24年 8月 7日
- 8 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。
(平成24年 8月 7日揭示済)

奈良市告示第509号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 8月 7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年 8月 7日
- 3 移動対象区域

近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年8月7日揭示済)

奈良市告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年8月8日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス温	奈良県奈良市南京終町七丁目540-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年7月1日 平成24年7月1日
有限会社ティ・エス企画	奈良県奈良市北市町89-2		

(平成24年8月8日揭示済)

奈良市告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

- 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
東登美ヶ丘五丁目地区計画
- 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東登美ヶ丘五丁目の一部

(平成24年8月9日揭示済)

奈良市告示第512号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	75.0	74-79	88,200	0.7042

(平成24年8月10日揭示済)

奈良市告示第514号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月10日

奈良市長 仲川元庸

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月9日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年8月9日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年8月9日揭示済)

奈良市告示第513号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成24年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成24年8月10日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年8月10日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年8月10日揭示済)

奈良市告示第515号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年 8月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成24年 8月14日揭示済）

奈良市告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年 8月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年 5月10日 奈良市指令都整開 第12A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年 8月14日 第1313号
公共施設 平成24年 8月14日 第592号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市青野町111番1、菅原町296番16、296番17、296番19及び297番11
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条町113番4
株式会社栗実住宅 代表取締役 古川 好男
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市青野町111番1の一部、菅原町296番16、296番17、296番19及び297番11
 - (2) 下水道
奈良市青野町111番1の一部、菅原町296番16の一部及び296番17の一部

（平成24年 8月14日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

- 1 入札に付する事項
送・配水管、奈良市学園南一丁目～学園南二丁目地内ほか10件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることできません。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）
- 4 開札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）
- 5 開札の日時
別表のとおり
以下省略

（平成24年 8月1日揭示済）

奈良市水道局告示第32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと

おり公示します。

平成24年8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
中西設備工業	中西 義晴	奈良市杏町314番地	平成24年7月30日

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市水道局告示第33号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年8月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
中西設備工業	中西 直和	奈良市杏町314番地	平成24年7月30日
株式会社安田組	代表取締役 安田 元一	大阪府富田林市若松町西一丁目1834番地の1	平成24年7月30日
株式会社植木工業	代表取締役 植木 勝一	大阪府寝屋川市香里新町10番1-1102号	平成24年7月30日

(平成24年8月1日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第1号

昭和57年奈良市消防本部告示第1号（消防長が指定する防火対象物）の一部を次のように改正し、平成24年8月1日から施行する。

平成24年8月1日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

前文及び第1項中「第35条第1項第2号」を「第35条第1項第3号」に改める。

(平成24年8月1日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第15号

平成24年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年8月6日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日 時

平成24年8月10日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 市長専決処分の報告について

(2) 平成24年度9月補正予算要求について

(3) 奈良市教育ビジョン見直しにかかるアンケート調査について

議事

議案第30号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第31号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 7月～8月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成24年8月6日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第13号

平成24年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年9月3日から平成24年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年8月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成24年8月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第14号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年9月3日から平成24年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年8月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成24年 8月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成24年 8月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年 8月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 岡田善至

1 日時

平成24年 8月14日（火） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 知事許可について（7月許可分）
- (7) 非農地証明について（7月分）

(平成24年 8月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第17号

平成24年 8月6日、藤本孝幸議員が議会制度検討特別委員会の委員を辞任し、同日、階戸幸一議員を同委員に選任しました。

平成24年 8月7日

奈良市議会議長

土田敏朗

(平成24年 8月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。